

証券コード 3892
2020年8月7日

株 主 各 位

岡山市南区浜野1丁目4番34号
株式会社 岡 山 製 紙
代表取締役社長 津川 孝太郎

第179回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
さて、当社第179回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年8月26日(水曜日)午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。
敬 具

記

1. 日 時 2020年8月27日(木曜日)午前10時
2. 場 所 岡山市北区下石井2丁目6番1号
アークホテル岡山 3階 牡丹の間

本総会における新型コロナウイルスの感染防止対応につきましては、2頁に記載しております。あらかじめご確認くださいませようお願い申しあげます。

3. 目的事項
報告事項 第179期(2019年6月1日から2020年5月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。
2. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合、並びに新型コロナウイルスの感染状況によっては、上記内容を変更する場合がございますので、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.okayamaseishi.co.jp>) に掲載させていただきます内容のご確認をお願いいたします。

本総会における新型コロナウイルスの感染防止対応に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染防止のため、株主様の安全を第一に考え、本総会の開催にあたりましては以下の対応とさせていただきますので、ご案内申し上げます。

株主の皆様におかれましては、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〈当社の対応〉

- ・株主総会に出席する取締役等、及び運営スタッフは、状況によりマスクを着用し対応をさせていただく場合がございます。
- ・ご入場いただく前に受付において検温を実施し、発熱が確認された方や体調不良と思われる方には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・会場の受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・感染予防のため会場内の座席は間隔を広げ、座席数を減らし運営を行います。

〈株主様へのお願い〉

- ・感染リスクを避けるため、株主様の健康と安全面を最優先にご検討いただき、本年は可能な限り書面での事前の議決権行使をいただき、ご来場を見合わせていただくことを推奨申し上げます。
- ・特に感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は、ご来場をお控えいただくことを強く推奨申し上げます。
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理なされませんようお願い申し上げます。

〈ご来場される株主様へのお願い〉

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用と受付付近に設置のアルコール消毒液をご使用いただき、感染予防の配慮にご協力をお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・当日体調の優れない株主様、ご不安のある株主様はご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化によっては、上記内容を変更する場合がございますので、適宜インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.okayamaseishi.co.jp>)にてご確認をお願いいたします。

(添付書類)

事業報告

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における板紙業界におきましては、2019年後半からの国内経済の減速に伴い、1%前後の成長を続けてきた段ボール生産面積が2019年は前年比でマイナスとなり、さらに新型コロナウイルス感染症の影響で需要が減少しました。一方、原料古紙は中国向け輸出の減少で国内流通価格が安定し、主な燃料であるLNGの価格も安定して推移しました。

こうした経営環境のなか、当社の主要製品である板紙、特に段ボール原紙（中芯原紙）の販売量は減少しましたが、改定した板紙製品価格の維持に努め、売上高は前年と同水準を確保することが出来ました。古紙・LNG価格の安定は利益に寄与しました。

板紙事業におきましては、中芯原紙販売数量、紙管原紙販売数量ともに減少いたしましたが、改定後の製品価格を維持することが出来たため、売上高は8,846百万円(前期比0.9%増)、セグメント利益は1,394百万円(前期比81.2%増)となりました。

美粧段ボール事業におきましては、主力の通信機器関連品・青果物ともに低調で、売上高は1,185百万円(前期比6.2%減)、セグメント損失は43百万円(前期はセグメント損失16百万円)となりました。

以上の結果、当期の売上高は10,032百万円(前期比0.0%増)、営業利益は1,350百万円(前期比79.5%増)、経常利益は1,408百万円(前期比75.1%増)、当期純利益は972百万円(前期比82.4%増)となりました。

なお、事業別の売上高は、次のとおりであります。

事業区分	第178期 (2019年5月期)		第179期 (2020年5月期)		前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
板紙事業	8,766,968千円	87.3%	8,846,565千円	88.2%	79,597千円	0.9%
美粧段ボール事業	1,263,641	12.7	1,185,811	11.8	△77,829	△6.2
合計	10,030,609	100.0	10,032,377	100.0	1,768	0.0

(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資の総額は197百万円であり、その主なものは板紙製品に係る品質向上のための1号抄紙機の欠点検出装置新設工事及び生産性向上のためのN3号抄紙機の部品更新工事であります。

(3) 資金調達の状況

当期は新たな資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

主に包装用資材を製造・販売する当社の営業活動は国内外の景気動向に大きく影響を受けるところ、米中貿易摩擦の懸念に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大及び新型コロナウイルス感染症に対するワクチン普及などの収束の目途が立っていない現状により、国内・世界経済ともに急速に悪化し、極めて厳しい状況が続くものと予測されます。このような状況のもと、当社といたしましては従来にも増して需要に見合った生産体制と適正価格の維持に努め、環境の変化に対応した経営を目指し、以下の項目を重点課題として全社一丸となって目標の達成に向けて更なる努力を重ねてまいります。

営業開発力の強化

販売価格の維持とともに生販一体化体制による顧客サービスの強化などの非価格競争力の強化等により販売量の安定確保に努めるとともに採算重視の営業活動に徹し、更には開発力の強化による新規取引先の開拓を推進して質量面での充実を図り、営業基盤の更なる確立を図るよう役職員一丸となって販売活動を強力に推進してまいります。

省エネ・生産効率向上と製品開発力の向上

コスト競争力は企業存続の条件との認識にたち、原燃料等の価格変動に対処するため、省エネや省力化、生産効率向上に寄与する投資を積極的に推進し、更なるコスト低減策に取り組むとともに、併せてユーザーニーズに合った製品開発力を強化してまいります。

原材料の安定調達と資材調達コストの低減

当社にとって原材料の安定調達は企業活動を続けていく上で、最重要課題であると同時に、資材調達コストが即収益に大きな影響を及ぼすことを十分認識し、市況動向等を注視し原材料の計画的かつ安定的な調達に努め資材コスト低減を図ってまいります。

環境保全と品質の安定化

環境については企業の社会的責任を果たす重要な要素であり、今後あらゆる環境負荷の低減に努め、地域社会と共生する持続可能な循環型社会形成に向けた活動を続けてまいります。

品質に係る活動の成果は、企業価値の創出につながることを自覚の上、安定した品質の製品の提供、更なる品質向上に努め、顧客の信頼に応えてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	2016年度 第176期	2017年度 第177期	2018年度 第178期	2019年度 第179期
売上高(千円)	8,356,118	9,070,405	10,030,609	10,032,377
経常利益(千円)	94,393	78,792	804,728	1,408,984
当期純利益(千円)	64,124	43,961	533,191	972,565
1株当たり当期純利益	13円04銭	8円92銭	107円86銭	196円06銭
総資産(千円)	11,790,915	12,101,029	12,776,375	13,587,695
純資産(千円)	7,996,708	7,999,174	8,309,216	9,245,876

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2018年度第178期の期首から適用しており、2017年度第177期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、主として次の事業を行っております。

中芯原紙、紙管原紙、平板の製造・販売

美粧段ボールの製造・販売

(8) 主要な営業所及び工場

本社営業所・工場

岡山市南区浜野1丁目4番34号

大阪加工営業所

大阪市淀川区野中南2丁目10番11号

(9) 従業員の状況

従業員数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
188名(6名)	42.0歳	17.2年

(10) 主要な借入先

当社の取引銀行は、株式会社中国銀行、三井住友信託銀行株式会社及び農林中央金庫ですが、借入金はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2020年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 22,000,000株
(2) 発行済株式の総数 5,500,000株
(うち自己株式) (532,276株)
(3) 株主数 3,256名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
王子ホールディングス株式会社	2,268千株	45.67%
MSIP CLIENT SECURITIES	254	5.12
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	180	3.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	153	3.07
株 式 会 社 中 国 銀 行	136	2.75
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	125	2.51
細 羽 強	73	1.48
岡 崎 達 也	53	1.08
岡 崎 直 也	52	1.06
渡 辺 智 子	40	0.80

(注) 1. 当社は、自己株式を532,276株保有しておりますが、上記大株主からは除外してあります。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2020年5月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	津川 孝太郎	
常務取締役	黒住 康太郎	
取締役	西原 修	加工本部長
取締役	妻鹿 徹	管理本部長
取締役	宮田 正樹	製紙本部長
取締役(常勤監査等委員)	片岡 誠	
取締役(選定監査等委員)	田井 廣志	
取締役(監査等委員)	岡崎 彬	岡山ガス株式会社代表取締役会長
取締役(監査等委員)	松浦 孝夫	

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 田井 廣志、同 岡崎 彬 及び 同 松浦 孝夫の3氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 田井 廣志 及び 同 松浦 孝夫の両氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員) 片岡 誠氏は、他社において経理・財務担当としての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために片岡 誠氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役(監査等委員) 片岡 誠、同 田井 廣志、同 岡崎 彬 及び 同 松浦 孝夫の4氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当社に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(2) 取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 額
取締役(監査等委員である取締役を除く。)	5名	84,087千円
(うち社外取締役)	(一)	(一)
取締役(監査等委員)	4	27,410
(うち社外取締役)	(3)	(13,150)
合 計	9	111,497

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与等は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2018年8月28日開催の第177回定時株主総会において年額200百万円以内(使用人分給与及び賞与等は含まず。)と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年8月28日開催の第177回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 2018年8月28日開催の第177回定時株主総会において当該報酬限度額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対して、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)につき、年額50百万円以内と決議いただいております。

5. 上記報酬額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役5名に対し、13,080千円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役（選定監査等委員） 田井 廣志

イ. 他の法人等の業務執行者としての兼職の状況

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員としての兼職の状況

該当事項はありません。

ハ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ニ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回全てに出席、また、監査等委員会15回のうち14回に出席し、製紙会社での役員としての豊富な経験、専門知識を活かし、適宜質問し意見を述べるとともに議案の審議に必要な発言や助言を行いました。

②取締役（監査等委員） 岡崎 彬

イ. 他の法人等の業務執行者としての兼職の状況

岡山ガス株式会社 代表取締役会長

ロ. 他の法人等の社外役員としての兼職の状況

該当事項はありません。

ハ. 重要な兼職先と当社との関係

当社と特定関係事業者の関係にある岡山ガス株式会社と当社との間には、当社が使用する主燃料の産業用ガス購入取引があります。

ニ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席、また、監査等委員会15回全てに出席し、適宜質問し意見を述べるとともに議案の審議に必要な発言や監査結果についての意見交換、監査事項の協議などを行いました。

③取締役（監査等委員） 松浦 孝夫

イ. 他の法人等の業務執行者としての兼職の状況

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員としての兼職の状況

該当事項はありません。

ハ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ニ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回全てに出席、また、監査等委員会15回全てに出席し、適宜質問し意見を述べるとともに議案の審議に必要な発言や監査結果についての意見交換、監査事項の協議などを行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC京都監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2019年8月27日開催の第178回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,800

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由
監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、社内関係部門及び会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人を解任します。

また会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、内部統制システムを整備し運用することを経営上の重要な課題としております。そのため、内部統制システムについて、内部環境の変化に応じ不断の見直しを行い、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保等に向けた改善・充実を図っております。なお、当社は、取締役会において「内部統制基本方針」につき、以下のとおり決議しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員が職務を執行するにあたり、自律的行動規範を定めた企業倫理行動指針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務経理部及びコンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員研修等を行う。

内部監査室は、適宜コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。法令上疑義のある行為、不正・違反行為等については直接情報提供を行う手段として、内部通報制度に基づくヘルプラインを設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る重要文書は、十分な注意をもって保存・保管に努めることとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。保存対象文書、保存期間、取扱要領等については文書取扱規程に基づき管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス・財務報告・品質・情報システム・事務処理・環境等の事業活動の遂行に関連するリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成、研修の実施等を行い、リスクの予知、予防、管理に努める。リスクが発生した場合には、リスク管理規程、緊急事態対策規程等の規定に基づき、社長が指揮する対策本部を設置し、リスクへの対処・最小化に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の効率化、業務活動の円滑化、責任体制の確立等を図るため、役職員が共有する職務権限、業務分掌等を定めた職務権限規程、業務分掌規程等に基づき職務を執行する体制を確立する。また、取締役会による中期経営計画の策定、同計画に基づく事業部門単位の業績目標と予算の設定とITを活用した月次業績管理の実施、取締役会による月次業績のレビューと改善策の検討・実施等によって取締役の職務の執行の効率化を図る。

5. 監査等委員の職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という。)に関する事項

監査等委員は、内部監査室所属員に監査業務に必要な事項を指示・命令することができるものとし、監査等委員より監査業務に必要な指示・命令を受けた同所属員はその指示・命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。また、監査等委員から監査を十分に行うために補助使用人を必要とする旨の申し出があった場合には、取締役会は、補助使用人の人数及び地位等の事項について審議の上、その結果を監査等委員に報告するものとする。

6. 補助使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する補助使用人は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令に服さないものとし、補助使用人の人事考課については監査等委員会が行うこととする。また、人事異動、報酬等については監査等委員会の同意を得て、それらの事項を決定することとする。監査等委員会は、内部監査室に対し、監査等委員会の監査・監督活動の補助を指示する権限を有し、内部監査室は、実施した結果について監査等委員会に定期的に報告する。

7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

経営に関する事項、その他重要事項については、監査等委員会に報告する体制を確立する。また、必要に応じ役職員が監査等委員会に直接報告・説明することができるものとし、当該役職員が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する方針

監査等委員の請求等に従い、円滑に行うものとする。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が必要と認める場合には、独自に専門の弁護士、公認会計士を起用し、監査業務に関する助言を受けることができるものとする。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制

(1) 基本方針

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然たる態度で臨み、関係の完全な遮断、排除を行うとともに、付け入る隙を与えない企業活動を実践する。トラブルが発生した場合には企業をあげて対応する。

(2) 基本方針に基づく対応

事業遂行にあたっては企業トップから従業員一人一人に至るまで遵法の意識を持つと同時に社会的良識を備えた善良な市民としての行動規範を確立し遵守することにより、企業活動のあらゆるレベルにおいて反社会的勢力や団体との結びつきを阻止し、健全な企業風土を醸成する。

- ①反社会的勢力及び団体との関係遮断に全社的に対応するために、総務経理部を担当部署とし、窓口は総務経理部（法務担当）とする。
- ②反社会的勢力担当部署は、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを実施するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、警察、暴力追放運動推進センター等の外部関係機関との連携を図る。
- ③反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、可能な範囲で自社内の取引状況を確認する。また、契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入する。
- ④反社会的勢力による不当要求がなされた場合には該当情報を速やかに所属長に報告するとともに、担当部署に報告・相談し、更に担当部署より取締役会に報告する。

11. 財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する基本方針

財務報告に係る内部統制は、その目的とする「業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守及び資産の保全」の要件を確保するために、業務全体を通じて組織内すべての者が目的とする事項を踏まえ業務を遂行することをもって財務報告の適正性を確保することが求められている。

このため、組織内すべての者は、組織の目的及び内部統制の目的を達成するため、適時かつ適切に内部統制の整備・運用状況を見直しの上、その有効性に関し適正なる評価を継続して行い、所期の目的を達成することを基本方針とする。

【当社の内部統制基本方針の運用状況】

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①企業倫理行動指針をはじめとするコンプライアンスに係る規程を遵守するため、社長を委員長として定期的に研修を実施し、コンプライアンス意識の徹底を図っている。
 - ②内部通報制度の見直しを行い、社外通報窓口の更新及び通報者に対する不利益防止の体制を整備し運営をしている。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、取締役会事務局により永久保存されている。また、社長決裁稟議については、担当部門により10年間保存されている。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業活動の遂行に関する重大リスクについては、リスク管理規程、緊急事態対策規程等の規程に基づき、対策本部を設置し、リスクへの対処・最小化に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、職務執行する体制を確立し、経営の効率化を図っている。
 - ②中期経営計画等を査定し、月次業績のレビューと改善策の検討等を行い、効率化を図っている。
5. 監査等委員の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）に関する事項
監査等委員が内部監査室所属員に指示・命令を行い、同所属員はその指示・命令に従って監査等委員の職務の補助を行っている。
6. 補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
専任の内部監査室所属員が所属する内部監査室は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に服さないよう、分離されている。
7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
役職員が報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止している。
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する方針
監査の実効性を確保するために、監査等委員の職務の執行上必要と見込まれる費用について予算を計上している。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員が重要な会議等に出席することができる体制を整え、その適正性を高めるとともに、内部監査室が行う内部監査結果を定期的に監査等委員会に適宜報告するなど、体制の確保に努めている。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ①反社会的勢力による被害を防止するため、基本的な理念や具体的な対策について、暴力追放運動推進センターの講習を受講している。
- ②反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持たないために、当社は契約書締結時に反社会的勢力排除条項を記載するよう徹底をしている。

11. 財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する基本方針

財務報告の信頼性の確保を実現するために、内部統制の有効かつ効果的な整備・運用を行い、評価基準に基づき財務プロセスの検証を行っている。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対し安定配当を継続する方針のもと、将来の企業体質の強化を図るため、内部留保の充実を考慮しつつ、業績等を総合的に勘案し株主の皆様に対する利益還元を実施していく方針であります。

本方針のもと、2020年5月期の期末配当金につきましては、当期の業績を勘案し、前期の期末配当金より1円増配となる1株当たり8円とする配当案に決定いたしました。これにより既に実施しております1株当たり7円の間配当金と合わせ、2020年5月期の年間配当金は1株当たり15円となります。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁未満を四捨五入して表示しております。なお、当社への持株比率は表示桁未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流 動 資 産	9,283,203	流 動 負 債	3,512,490
現金及び預金	4,359,352	支払手形	1,706,422
受取手形	1,057,995	買掛金	330,837
電子記録債権	825,626	リース債務	18,079
売掛金	2,104,363	未払金	503,411
商品及び製品	450,803	未払費用	528,557
仕掛品	28,099	未払法人税等	244,518
原材料及び貯蔵品	435,640	未払消費税等	103,038
前払費用	20,301	預り金	15,551
その他	3,020	設備関係支払手形	62,072
貸倒引当金	△2,000	固 定 負 債	829,328
固 定 資 産	4,304,492	リース債務	28,069
有 形 固 定 資 産	1,789,310	長期未払金	52,816
建物	398,500	繰延税金負債	297,466
構築物	115,328	退職給付引当金	450,064
機械及び装置	895,751	資産除去債務	911
車両運搬具	0	負 債 合 計	4,341,819
工具、器具及び備品	27,368	[純 資 産 の 部]	
土地	194,549	株 主 資 本	7,737,815
リース資産	42,330	資本金	821,070
建設仮勘定	115,483	資本剰余金	751,030
無 形 固 定 資 産	7,476	資本準備金	734,950
ソフトウェア	6,084	その他資本剰余金	16,080
電話加入権	1,269	利 益 剰 余 金	6,366,485
商標権	122	利益準備金	50,000
投 資 其 他 の 資 産	2,507,704	その他利益剰余金	6,316,485
投資有価証券	2,495,460	配当準備積立金	58,000
出資金	9,793	別途積立金	1,091,419
長期前払費用	220	繰越利益剰余金	5,167,065
その他	2,231	自 己 株 式	△200,770
資 産 合 計	13,587,695	評価・換算差額等	1,508,061
		その他有価証券評価差額金	1,508,061
		純 資 産 合 計	9,245,876
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,587,695

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,032,377
売 上 原 価		7,190,939
売 上 総 利 益		2,841,437
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,490,461
営 業 利 益		1,350,975
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	54,047	
そ の 他	8,880	62,928
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	3,062	
そ の 他	1,857	4,919
経 常 利 益		1,408,984
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,848	3,848
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	17,900	17,900
税 引 前 当 期 純 利 益		1,394,932
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	376,232	
法 人 税 等 調 整 額	46,134	422,367
当 期 純 利 益		972,565

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位 千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計		配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2019年6月1日残高	821,070	734,950	9,537	744,487	50,000	58,000	1,091,419	4,263,918	5,463,337
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△69,417	△69,417
当期純利益								972,565	972,565
自己株式の処分			6,543	6,543					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	6,543	6,543	—	—	—	903,147	903,147
2020年5月31日残高	821,070	734,950	16,080	751,030	50,000	58,000	1,091,419	5,167,065	6,366,485

	株主資本		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2019年6月1日残高	△207,786	6,821,108	1,488,107	8,309,216
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△69,417		△69,417
当期純利益		972,565		972,565
自己株式の処分	7,015	13,559		13,559
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			19,953	19,953
事業年度中の変動額合計	7,015	916,706	19,953	936,660
2020年5月31日残高	△200,770	7,737,815	1,508,061	9,245,876

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

注 記 事 項

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ. 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 時価のないもの 移動平均法による原価法

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②商品及び製品、仕掛品
板紙関連品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

美粧段ボール関連品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14～38年

機械及び装置 5～15年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存簿価を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表等に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 11,449,264千円

(2)取締役に対する金銭債務
長期金銭債務（長期未払金） 52,816千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,500,000株	－株	－株	5,500,000株

(2)自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	550,876株	－株	18,600株	532,276株

(注)自己株式の数の減少は、取締役会の決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(3)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年8月27日 定時株主総会	普通株式	34,643千円	7円	2019年5月31日	2019年8月28日
2020年1月10日 取締役会	普通株式	34,774千円	7円	2019年11月30日	2020年2月4日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年8月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	39,741千円	8円	2020年5月31日	2020年8月28日

4. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入金による方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、また投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また投資有価証券である株式については、定期的に時価を把握し取締役会に報告しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません((注)2.をご参照ください)。

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	4,359,352千円	4,359,352千円	－千円
②受取手形	1,057,995	1,057,995	－
③電子記録債権	825,626	825,626	－
④売掛金	2,104,363	2,104,363	－
⑤投資有価証券	2,494,200	2,494,200	－
資産計	10,841,538	10,841,538	－
①支払手形	1,706,422	1,706,422	－
②買掛金	330,837	330,837	－
負債計	2,037,260	2,037,260	－

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項は次のとおりであります。

資 産

①現金及び預金、②受取手形、③電子記録債権、④売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤投資有価証券

投資有価証券である株式の時価については、取引所の価格によっております。

負 債

①支払手形、②買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額
非上場株式	1,260千円

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	137,089千円
未払費用	150,772
長期未払金	16,087
未払事業税	13,240
その他	49,450
繰延税金資産小計	366,640
評価性引当額	△42,600
繰延税金資産合計	324,040
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	621,506
繰延税金負債合計	621,506
繰延税金負債の純額	297,466

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	30.46%
(調整)	
評価性引当額	△0.53%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.31%
住民税均等割	0.27%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.24%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.28%

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

(2) 確定給付制度

①簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	417,768千円
退職給付費用	33,883
退職給付の支払額	△1,587
退職給付引当金の期末残高	450,064

②退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	450,064
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	450,064
退職給付引当金	450,064
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	450,064

③退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	33,883千円
----------------	----------

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) その他の関係会社の子会社

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
その他の 関係会社 の子会社	森紙販売株式会社 (王子ホールディングス 株式会社の子会社)	(被所有) 直接 0.0	当社製品 の販売	板紙の販売	741,859	電子記録 債 権 売 掛 金	261,744 69,287
その他の 関係会社 の子会社	佐賀板紙株式会社 (王子ホールディングス 株式会社の子会社)	なし	当社製品 の販売	板紙の販売	408,209	売 掛 金	174,250
その他の 関係会社 の子会社	王子コンテナ株式会社 (王子ホールディングス 株式会社の子会社)	なし	当社製品 の販売	板紙及び美 粧段ボール の販売	545,453	売 掛 金	290,774

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
役員	岡崎 彬	(被所有) 直接 0.6	当社の仕先である 岡山ガス株式会社の 代表取締役会長	産業用ガス 購入取引等	865,777	未 払 金	67,299

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 「ガス需給に関する基本契約書」及び「ガス需給契約書」を締結して市場価格で購入しております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,861円19銭
- (2) 1株当たり当期純利益 196円06銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年7月7日

株式会社 岡山製紙
取締役会 御中

PwC 京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 高田佳和 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 江口亮 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡山製紙の2019年6月1日から2020年5月31日までの第179期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第179期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月7日

株式会社 岡山製紙 監査等委員会

常勤監査等委員 片岡 誠 ㊟

監査等委員 田井 廣志 ㊟

監査等委員 岡崎 彬 ㊟

監査等委員 松浦 孝夫 ㊟

(注) 監査等委員 田井廣志、岡崎 彬 及び 松浦孝夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元と内部留保を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきます。存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき 金8円 総額 39,741,792円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年8月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	つがひ こうたろう 津川 孝太郎 (1951年8月24日) (再任)	1975年11月 株式会社滝沢鉄工所入社 1988年4月 当社入社 1991年9月 当社製紙工場長 2007年8月 当社執行役員製紙工場長 2010年8月 当社取締役技術統括部長 2013年8月 当社代表取締役社長(現任)	24,600株
		【取締役候補者とした理由】 当社取締役技術統括部長等を経て、2013年8月から取締役社長を務めており、会社経営についての豊富な経験を有しております。この経験を活かし、取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
2	にしはら おさむ 西原 修 (1951年12月21日) (再任)	1987年10月 本州製紙株式会社(現 王子ホールディングス株式会社)入社 2006年1月 王子板紙株式会社九州営業所長 2008年4月 同社西部営業所長 2010年4月 同社執行役員西部営業所長 2012年10月 王子マテリア株式会社常務執行役員西部営業所長 2014年4月 当社入社 2014年8月 当社取締役営業統括部長補佐 2019年6月 当社取締役加工本部長(現任)	14,300株
		【取締役候補者とした理由】 2014年8月から当社取締役営業統括部長補佐を務め、板紙事業に関する豊富な知識と経験を有しております。その経験を活かして美粧段ボールケース部門の強化に実績を上げ、2019年6月からは取締役加工本部長を務めております。さらなる事業の拡大に貢献していただけるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	みやた まさき 宮田 正樹 (1965年7月31日) (再任)	1988年4月 当社入社 2016年6月 当社製紙工場長 2017年8月 当社執行役員製紙工場長 2019年6月 当社執行役員製紙本部長 2019年8月 当社取締役製紙本部長(現任)	3,400株
	【取締役候補者とした理由】 2016年6月から当社製紙工場長、2017年8月から執行役員製紙工場長、2019年6月から執行役員製紙本部長、2019年8月からは取締役製紙本部長を務めており、板紙製造に関する豊富な知識と経験を有しております。さらなる事業の拡大に貢献していただけるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
4	たかの よしのり 高野 佳典 (1965年11月17日) (新任)	1989年4月 神崎製紙株式会社(現 王子ホールディングス株式会社)入社 2016年1月 王子イメージングメディア株式会社神崎工場事務部長 2018年7月 同社総務人事企画部長 2019年5月 同社経営企画部長 2020年2月 当社管理本部長付部長(現任)	0株
	【取締役候補者とした理由】 大手製紙メーカーにおいて製紙業界及び組織運営に関する豊富な実績と経験を有しております。2020年2月からは当社管理本部長付部長を務めており、さらなる事業の拡大に貢献していただけるものと判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。		

(注)各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	かいたおか まこと 片岡 誠 (1948年6月26日) (再任)	1971年4月 株式会社滝沢鉄工所入社 1990年11月 当社入社 1994年3月 当社製紙事業部製品管理課長 2008年6月 当社定年退職 2014年4月 当社顧問 2016年8月 当社常勤監査役 2018年8月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	0株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 金属工作機械メーカーの経理・財務担当としての経験と当社における営業及び製品管理の豊富な経験を有しております。さらに2016年8月から当社常勤監査役、2018年8月からは取締役(常勤監査等委員)を務めており、当社の健全かつ適切な運営に必要な知識・経験を有しており、監査等委員として職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	た い ひろし 田井 廣志 (1949年2月24日) (再任)	1972年4月 王子製紙株式会社(現 王子ホールディングス株式会社)入社 2005年6月 王子コンテナ株式会社取締役管理本部長 2005年10月 王子チヨダコンテナ株式会社取締役管理本部副本部長 2006年6月 王子板紙株式会社取締役 2007年6月 同社常務取締役 2009年6月 王子製紙株式会社(現 王子ホールディングス株式会社)監査役 2013年6月 同社監査役退任 2014年8月 当社取締役 2018年8月 当社取締役(選定監査等委員)(現任)	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 2014年8月から当社社外取締役、2018年8月からは社外取締役(選定監査等委員)を務めており、業務執行を行う経営陣から独立した立場にあり、幅広い見識、豊富な経験等を当社の経営に反映していただいております。監査等委員として職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。			
3	おかざき あきら 岡崎 彬 (1943年12月17日) (再任)	1968年4月 静岡瓦斯株式会社入社 1973年5月 岡山瓦斯株式会社(現 岡山ガス株式会社)入社 1979年4月 岡崎共同株式会社代表取締役社長(現任) 1980年11月 岡山瓦斯株式会社(現 岡山ガス株式会社)代表取締役社長 1981年8月 当社監査役 2018年8月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2019年4月 岡山ガス株式会社代表取締役会長(現任) 重要な兼職の状況 岡山ガス株式会社代表取締役会長	29,992株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 岡山ガス株式会社の代表取締役社長、会長としての永年にわたる会社経営に係る豊富な経験から、当社社外監査役、社外取締役(監査等委員)として永年にわたり中立的な立場から客観的に意見をいただいております。監査等委員として職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	まつうら たかお 松浦 孝夫 (1940年6月24日) (再任)	1965年4月 倉敷レイヨン株式会社(現 株式会社クラレ)入社 1987年6月 同社倉敷工場クラリーノ研究開発室長 2001年2月 正織興業株式会社取締役岡山工場長 2006年5月 同社取締役退任 2007年8月 当社監査役 2018年8月 当社取締役(監査等委員)(現任)	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 永年にわたり化学メーカー技術者としての豊富な業務管理経験と取締役として5年間の業務執行に係る経験により培われた幅広い見識から、当社社外監査役、社外取締役(監査等委員)として永年にわたり職務を適切に遂行していただいており、監査等委員として職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 岡崎 彬氏は、岡山ガス株式会社の代表取締役であり、当社は同社との間に産業用ガス購入取引があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田井 廣志氏、岡崎 彬氏、松浦 孝夫氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 田井 廣志氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。また、同氏は現在、当社の監査等委員である取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 岡崎 彬氏、松浦 孝夫氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって両氏とも2年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
5. 岡山ガス株式会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であり、岡崎 彬氏は同社における業務執行者であります。
6. 当社は、田井 廣志氏、松浦 孝夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、引き続き届け出る予定であります。
7. 片岡 誠、田井 廣志、岡崎 彬、松浦 孝夫の各氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当社に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

岡山市北区下石井2丁目6番1号
アークホテル岡山 3階 牡丹の間



● JR岡山駅より徒歩約7分

(当日駐車場をご利用の方は、アークホテル岡山の駐車場)
または100円パーキング下石井をご利用ください。)